時事新報

私設鐵道條例

政府は本月十七日を以て私設鐵道條例を公布したり近來世上に鐵道論の盛えして續々其私設を出願する者多き時節に當りては自から之に關して特殊の法律を要すること當然の勢なれば我輩は此條例を通讀し先づ贊成の意を表する者にして毎條殆んど異論とてはなけれども唯その通讀の中に得たる二三の注意を記して看客の一覧に供するのみ第七條に軌道の幅員は總て三呎六吋とあり是れは日本の鐵道をナーローゲージ（狹軌道）に一定するの趣意なるべし我輩は過般（本年四月三十日時事新報）此事に付き聊か鄙見を述べたることもあれども既に政府にて決したる上は今更是非なきことゝして廣軌道と斷念するのみ次に第十三條に鐵道局長官は鐵道敷設中臨時監査員を派遣して工事を監査せしめ又運輸開業の後に於ても監査官を派遣して軌道橋梁車輛建物等幷に運輸上の實況を監査せしめ危險なりと認るときは其改築修理を命ず可し但此の場合に於ては監査官の復命書を會社に示す可しとあり此條は甚だ大切なることにして近來の如く私設鐵道の流行する時節には假令へ其創立の際に目論見書を出さし尚ほ進んで線路圖面工事方法書工事豫算書會社の定款まで立派に具はりたりとするも事の實際に於て掛念甚だ少なからず廣き世の中には學識もなく資本もなく通俗一偏の俗物にして鐵道の大事業を思立ち其趣を形容すれば小刀の細工を以て大伽藍を建立し火鉢の火を以て大砲を鑄造せんとするが如き架空の企を爲す者さへなきにあらざれば唯書面上の文字を信じて其爲すがまゝに任ず可らず尚ほ此上にも永年の間に我輩の掛念を云へば今日の勢に從ひ全國の所々方々に鐵道を敷設して竣功に及び一時に運輸の便を開くときは人民の便利は則ち便利なれども各地人口の疎密工商の盛否に由り運輸の營業は收益少なくして失望するものもある可し營業に利益なければ費用を節減して會社を維持するの外に妙案ある可らず扨此一段に至り社員の給料を減じ雜費を省くが如きは誠に無據の方略なれども事情次第に迫まりて止むを得ざる場合に於ては軌道車輛等の修繕をも怠り或は技師機關師の給料を少なくして第二流第三流の人物を雇入れ萬事不行届にして時に言ふ可らざるの大事變も測る可らず軌道車輛に口なし假令へ其内實に損所あるも自から其損所を訴へざるが故に錢に窮する鐵道會社は日一日に之を不問に附し技師機關師は少給の拙工にして之を見出すの眼なく遂に無數の人命財產を空ふするが如きは隨分事實にある可き例なり數年前諸方の海河に小蒸汽船の一時に流行したるとき其蒸汽機關の取扱に學問上傳習の技師とては甚だ稀にして之を素人の手に任じ尋常一樣の鍛冶屋や湯屋の火焚が向八卷にて蒸汽船を指揮しゐることあり實に恐る可き事ならずや我輩は今後の鐵道に向ても同樣の恐怖を抱く者なれば今度の條例に鐵道局長官が私設鐵道の敷設中又その開業の後も監査員を派遣して危險の有無を監査せしめて改築修理を命ずるは最も當を得たるものと云ふの外なし且その末文に此場合に於ては監査員の復命書を會社に示すとあるは會社が之を見て事實に相違の廉あれば之を爭ふことも得べき仕方にして處置の公平なるものと云ふ可し次に第二十五條に鐵道局長官は公衆の安寧の爲め官有鐵道に實施する事物は會社に命じて之を施設せしむと云ひ又第二十七條に官設鐵道に施行する規則は私設鐵道にも亦適用す可しとあるは文面に於て少しも無理あらぬとなれども官の御用と私の營業とは自から趣を異にして其會計の法に大なる差別あるものあれば其實施する事物も施行する規則も事の實際に妨なき限りは私設會社に許すに商賣上の自由を以てせんこと我輩の冀望する所なり次に第二十九條の中に下等旅客運賃額は一哩に付金一錢五厘の割合を超過することを得ずとあるは我輩の甚だ贊成する所にして其實は一哩一錢以下にもせんとは豫て我輩の持論なれども夫れは兎も角も今度一錢五厘以下と定まりたる上は現在の官設私設鐵道の運賃を此條例の旨に從はしむるも亦當然のことなる可し例へば東京横濱の鐵道十八哩下等旅客の運賃額は金三十錢にして其割合一哩一錢五厘よりも高し日本鐵道會社にても其運賃の割合は大抵京濱鐵道に倣ひたるものなれば是亦至急その改正を命じて然る可きことゝ信するなり

雜報

○天津來信　長崎より仁川芝罘を經て天津に航行する日本郵船會社の敦賀丸は噸數は僅か五百噸なれども吃水非常に深きゆゑ天津港内まで直入すること叶はず止むを得ず太沽（天津より四十英里許）に碇泊して貨物乘客の揚卸しをなし貨物は庫船にて天津に運送し來ることなれば此小距離の間に三四日も掛り其内には品物を損傷するも容易ならずそれに招商局怡和洋行大沽洋行等の持船は四五百噸乃至千三百噸にも至るものなれども自在に水流を上下して時も費へず物も損せぬとは誠に羨やましき限りなり尤も太沽より天津港内に至る間は水底極めて淺きゆゑ支那の郵船會社にても故らに吃水淺き船舶を拵らへ用ゐることなるときは日本郵船會社にても天津通ひには敦賀丸如き老朽せしものを廢すると同時に吃水の淺深をも考へざるべからず又天津税關にては固より貨物の種類に由りて收税の高も一様ならざれども大概は其物價の五分位なり權衡は一定せず其數も亦少なからずして行秤、新行秤、關秤、公法秤、錢秤、議法秤、曹秤等各々其重量を異にすることなれば今行秤百兩に對する自餘各秤の比較を示さんに

新行秤	九十九兩九四	關秤	百五兩
公法秤	九十九兩五	曹秤	百一兩五
議法秤	九十九兩三	錢秤	九十九兩二
天津紋銀秤	九十五兩二		

既に權衡の數多きに苦む上に又其量目の區々なるが故に最も注意を加へざれば毫厘の差よりして千百啻ならざる損毛を招くことあり支那に向て商賣取引するものゝ心得置くべきことなりと云々

○布哇來信　前略當地の事は昔年舊幕の使節新見、小栗諸氏に隨行し來りし時と異なることなし百事申上る迄も無之候へども日本と異なる所多く第一熱帶地方故炎熱の爲め吳牛月に喘くの苦あらんと思の外年中氣候春の如く常に花盛に有之候ゆゑに隅田上野の一年一回の觀花の如き樂みは無之候去る十二、一、二の兩三月は炎暑の時より淸涼なりしも晝間は寒暖計四季共に朝夕六七十度より七十七八度乃至八十度以下を昇降す故に竹夫人の助なくも安眠し得べく候斯の如く熱帶地方に在て淸涼なるは北來せる潮流の海面を冷却し爲に涼風を起し殊に夏間はトレイド　ウヰンド　と唱ふる東北の風日夜吹き來るに因るとの事に候尤も此地數島の内南面にて北山の地は頗る熱く北面して南山の地は淸涼なり併し總て我邦の夏の如き炎熱は何所にも無之義に御座候斯く氣候宜しく實に申分無之も鮮魚の乏きには殆んど困却仕候是は海岸皆絶壁にして漁獵に便ならざる故と存候又一奇あるは孤狸鼬鳶鵄燕雀蛙蛇は一疋も居らざる其代りに鳥は日中飛翔し鼠や雛鷄を攫み去るより驚入候○食物の内牛肉は廉にして一斤八錢位其外鷄卵錯話等乏しからざれども概して不廉なり○我邦出稼人は近來苦情も無く勉强し皆能く貯金いたして日本國へ送金する者澤山有之候最初彼等の苦情を鳴せしは或は士族或は神主或は職人或は商人戸長役場の役人船人漁夫の族もありて皆慣れぬ仕事なりしが故なり近來は雇入も被雇人も雙方相慣れ悶着は無之候尤彼等の癖として國元にては三五圓の金も我物と爲したる事なき者が俄に月に十五七圓つゝ受取り食は米飯にて月に四五圓も有れば一切の費用は足りて生活し得ることなれば既に數百圓も殘したる者も多く之が爲め自然大盡氣取りになり所謂暴富見ある者あれば驕て惰氣を生じたる者も間々有之候云々

○電話機の損料　（米國通信）電話機は殆んど十年前の發明にして其便利なる事は今更之を説くも無益なるが其便利あるにも拘らず我國に之を用ゐる者少きはテレホン　エキスチエンヂ即ち電話線交換所の設けなきが爲め電話機電話線の費用に對して充分其便益を得る能はざるに因るなり東京大坂横濱神戸長崎の如きに至つては電話線交換所は之を設る人も之を使用する人も大に便益を得べきは明白なる事にして當米國の如きは人口一萬内外の處にも電話線交換所の設なきはなし東京に電話線交換所を設るとすれば一箇月四五圓の損料にて八百八町に住む者は何人の間にても在宅の儘談話し得べく又た開港場の汽船問屋か其繁雜なる營業に電話機を用ゐば費用と時間を省く事莫大なるべきなり今京坂神濱地方にて電話線交換所を設くる時は電線電話機其他附屬品の損料一箇月何程位なるべきや勿論今日に明言し難き事なれど米國ニウイングランド電話電信會社が本年三月二十四日の決議に依り實行する所の割合を左に掲げんに

人口一萬以下の地方にて中央電話局より一英里（凡そ十四町半）内に住む者は一箇月三弗以下の損料にて電線電話機其他の附屬品を會社より貸し渡し同距離内に住む人なれば何人の間にても用を辨じ得べしと云ふ（向ふの人も其人と中央電話局の間に電話線を持ち居る人に限るべきは勿論なり）又其距離に一英里を増す毎に一箇月五十仙宛の損料を増すとの事なれば中央電話局より一里内に住む一里内の人の間に用を便せんには月に三弗七十五仙以下の損料を要する割合なり人口十萬以下の地方なれば右の割合に月に一弗を増す事なるべしと云ふ人口十萬又は其以上の地方にて中央電話局より半英里内に殊更に一人の爲に電線を新設し電話機附屬品を貸渡す時は商業取引等の爲なれば一箇月五弗の損料を要し一家内の用便なれば四弗を要すと云ふ但し其地方の人なれば距離に係らず何人の間にても談話をなし得べきなり中央電話局より半英里以内は同町に住む二人は爲に二條の電線を新設し電話機幷に附屬品を貸し渡す時は商業取引等の爲なれば四弗三十三仙一家内の用便なれば三弗三十三仙を要し同町に四人又は其以上電話機を用ゐる者ある時は商業取引等の爲なれば三弗五十仙一家内の用便なれば二弗五十仙の損料を要す又右の距離に半英里を増す毎に一箇月五十仙宛の損料を増す事あるべしと云ふ

○海魚輸入の變遷　今は昔東京が猶江戸と稱へたる當幕時代には府下需用の海魚類供給地は武藏相模伊豆安房常陸及び兩總の七國なりしが當時夫等の國々に於て漁獲の魚類は其地近傍にて費消する分を除くの外は總べて府下に向け輸送し來りたるゆゑ其日々輻輳の魚類も中々の多額なりしが維新後東京と爲りてより以前の國々も專ら府下にのみ供給する事なく各地へも直接に積み出す事とな
幕時代に比して甚
ありたり左れば北
べき筈なれど更に
之を補ふものあ
るより供給地の區
上方前より年を追
ち北海道より
目等の類、三陸地
芝鰕、白魚、鯔の類
の鹽物が入り又伊
さへ入り來り既
變したる有様なり
ば終には淡路の鯛
來る奇觀と見るの

○新募の巡査　警
の筈なるが右志願
日間入校せしめた
て今後の召募は何
るよし

○菱川漏斗　淺間
たる鐵砲彈裝用漏
樺山海軍次官より
平八郎氏より同氏

○大砲倉庫新築
臨に大砲倉庫を新
なりと云ふ

○電氣燈點火　陸
燈を點火する事に
月頃より器械据付
る由にて昨今より

○露國の公債　露
前號に記載したる
して一億萬ルーブ
募集すると云ふ

○暹羅書生の及第
驗に及第しバッス
プレンと稱する選
より留學して及第
暹羅人にて同稱號
倫敦近着の報に見

○地震研究　近年
財產を損害するあ
れ理を研究せんとの
ニヤ大學校より我
關する書籍の贈與

○勳賞授與
またる日本郵船會社
エ四等勳章幷に王冠
授與されたるよし

○婦人慈善會　貴
鹿鳴館に於て開會の
會し各所の婦女幷に
なりしも何り都合に
妓等は大に失望し
て鹿鳴館の賣殘品を
昨今協議中のよしな
原にて一箇所三十名

○同愛社の總集會
に於て社員の總集會
が同社にて昨十九年

一當銀行株式三百四十九株
右ハ華族從五位子爵永井直諒所有ノ分今般世襲財產ト
爲シ度旨願出候處宮内大臣ヨリ認可相成候條故障アル者ハ
來ル六月廿五日迄ニ當銀行ヘ申出ヘシ
但株券番號承知致度者ハ當銀行株式掛ヘ申出有ヘシ
明治二十年
第十五國立銀行

泰西習字本
スペンセル氏眞蹟英文字
壹冊
正價郵税共十四錢

○西洋料理開業御披露
當富岡ノ地ハ山海ノ風景ニ富ミ空氣淸良ナレバ避暑ノ
タメ來遊ノ方々年々相增シ候ヘ共適當ノ飲食店ニ乏シ
ク來遊各位ノ不便不勘附テハ今般弊店義左ノ處ニ西洋
料理開業仕リ又別ニ[illegible]供

●專賣特許
天野可春氏の發明に
絶ゑ熱湯或い溫泉を
多量の湯を遣ふ處に
て[illegible]